

VI 届出及び許可後の主な留意事項

1. 土砂の搬出の届出後の主な留意事項

土砂の搬出の届出を行った等の場合には、次の手続をする必要が生じますので、十分留意して実施してください。

変更の届出

- 1 届出者は、届出者若しくは発注者に係る事項の変更があったときは、変更があった日から30日以内に、また、それ以外の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を処理計画変更届出書（様式第3号）を提出してください。

ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではありません。

状況の変更の届出

- 2 元請負人又は一時たい積行為を行う者は、状況の変更（当初計画では土砂の搬出の数量が500m³以下であったが状況の変更により500m³以上となる場合）により届出の手続が必要になったときは、500m³以上となる日の前日までに土砂処理計画届出書（様式第1号）を提出してください。

完了等の届出

- 3 届出者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して20日以内に土砂搬出完了（廃止）届出書（様式第4号）を提出してください。

当該届出に係る土砂の搬出を廃止したときも、同様です。

勧告等

- 知事は、当該届出の内容が土砂の適正な処理をする上で適当でないと認めるときは、届出者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告することができることになっています。

☆ 詳しい手続等については、申請書等の提出窓口に確認等してください。

2. 土砂埋立行為の許可を受けた後の主な留意事項

土砂埋立行為許可には、次の届出、報告等をするように条件が付けられていますので、十分留意して実施してください。

着手届

- 1 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に着手届（様式第13号）を提出してください。

関係書類等の閲覧

- 2 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、利害関係者（近接住民等）の求めに応じて申請した書類等を閲覧させてください。

標識の掲示

- 3 許可事業者は、当該土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、氏名又は名称その他を記載した標識（様式第12号）を掲示してください。

定期的な報告

- 4 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手した日から6月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）ごとに、当該期間における土砂埋立行為の状況について、当該6月を経過した日（土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に書類等を添えて報告書（様式第14号）を提出してください。

変更の許可等

- 5 許可事業者は、許可に係る事項の変更をしようとするときは、変更許可申請書（様式第10号）を提出し許可を受けてください。
ただし、軽微な変更の場合は、変更届出書（様式第11号）を提出するとともに、土地の所有者等にも通知してください。

完了届又は廃止届

- 6 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を完了したときは、当該土砂埋立行為を完了した日から起算して10日以内に完了届又は廃止届（様式第15号）に出来形図を添えて提出してください。

地位承継届

- 7 許可事業者は、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土砂埋立行為を承継した法人は、承継があった日から30日以内に、承継届出書（様式第16号）にその事実を証する書面を添えて提出してください。なお、土地埋立区域内の土地所有者等に承継の事実を通知してください。

譲渡

- 8 許可事業者から当該許可に係る土砂埋立行為の全部を譲り受けようとする者は、譲渡許可申請書（様式第18号）に関する書類等を添えて提出し許可を受けてください。

☆ 詳しい手続等については、申請書等の提出窓口に確認等してください。

VII 申請書等の提出窓口 (R元. 12. 1 現在)

1. 県の機関

事務所名	連絡先	所管区域
西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 電話 (082) 513-5456	広島市, 大竹市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
西部農林水産事務所 東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 電話 (082) 422-6911	竹原市

◆県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1170661371413/index.html> をご覧ください。

2. 事務を移譲した市町

呉市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町 (埋立許可については, 町独自条例による。), 世羅町, 神石高原町

許可等の権限者

手続	権限者	
	県が権限を有する場合	事務を移譲した場合
土砂の搬出	県農林水産事務所 (農林事業所) 長	市町長
土砂の埋立	<許可面積: 5ヘクタール未満> 県農林水産事務所 (農林事業所) 長 <許可面積: 5ヘクタール以上> 県知事	市町長

◆詳細については, 申請等の提出窓口にお問い合わせください。

VIII 土砂条例【Q&A】

目 次

1. 総則関係	・・・ p8-1
2. 土砂の搬出関係	・・・ p8-1
3. 土砂埋立行為関係	・・・ p8-5
4. 土砂搬入禁止区域	・・・ p8-9
5. 雑則	・・・ p8-10
6. 手続全般	・・・ p8-11

総則関係

Q 1-1 建設発生土について、土砂とコンクリート類が混ざった状態のものは、本条例の「土砂」に該当しますか。

土砂とコンクリート類が混ざった状態のものは、通称、廃棄物混じり土と呼ばれ、基本的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）上の廃棄物であると見なされるため、本条例の対象とする土砂には当たらないと考えられます。なお、産業廃棄物の取扱いについては、廃掃法を所掌する機関に相談してください。

また、このような疑義が生じることのないよう、発生場所において土砂とコンクリート類とを厳正に分別し、それぞれ適切に処理をしていただくようお願いします。

Q 1-2 製鉄の過程で生成される鉄鋼スラグや石炭スラグは、本条例の対象となる「土砂」に該当しますか。

鉄鋼スラグや石炭スラグは、路盤材等として土砂と同等に利用されていますが、建設工事による副産物として発生するものではなく、生成後、規格に適合するものは、路盤用やアスファルト混合用骨材等の商品として流通しており、不適切に処分されるおそれがないこと、また、規格に適合しないものは、産業廃棄物として処理されるものであること、といった点を考慮し、生成された時点では、条例第2条第4号に規定する土砂には該当しないものとしています。

ただし、鉄鋼スラグや石炭スラグであっても、一度埋立用材等として利用された後、建設工事で掘り出された場合は、通常建設発生土として、本条例の対象となる「土砂」として扱われることとなります。

Q 1-3 責務の規定の中に、市町の責務に関する規定がありませんが、市町の果たすべき役割はないのですか。

県が市町の責務を一方的に規定することは、県と市町は対等な関係にあるとする地方分権の推進の考え方に照らして適切でないため、条例には市町の責務を規定していません。

しかしながら、県の責務の中で、無秩序な土砂埋立行為を防止するため、市町と連携して監視体制の整備に努めることとしており、最も住民に近い行政機関として情報収集面での市町の協力は不可欠と考えています。

また、公共事業の実施に当たり、市町が発注者や土砂埋立行為を行う者になる場合は、当然、これらの者に係る責務規定が市町にも適用されることとなります。

Q 1-4 コンクリート塊等を再資源化物したものは、本条例の対象となる「土砂」に該当しますか。

建設工事に伴い発生するコンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊は破砕等されて再生砕石、再生土砂、再生コンクリート骨材、再生路盤材等として再利用されているところですが、これらの再資源化物については、有益な利用がなされないものは産業廃棄物として処理されているところであり、商品として流通しているものに関しては、不適切に処分されるおそれがないことといった点を考慮し、条例第2条第4号に規定する土砂には該当しないものとしています。

ただし、コンクリート塊等を再資源化物したものであっても、一度埋立用材等として利用された後、建設工事で掘り出された場合は、通常建設発生土として、本条例の対象となる「土砂」として扱われることとなります。

2 土砂の搬出関係

Q 2-1 建設工事の実施によって発生する土砂の搬出の届出は、発注者、元請負人のどちらが行うこととなりますか。

建設工事により発生する土砂の搬出に係る処理計画の届出は、条例第8条第1項で規定されているように、元請負人が行うこととなります。

Q 2 - 2 工事で発生する土砂の処分先を指定して発注する建設工事について、条例施行規則第5条第1号により「適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めた」場合は、搬出の処理計画の届出を要しないことになっていますが、この手続は、発注者、元請負人のどちらが行うことになりますか。

土砂の処分先を指定して発注する工事の場合、請負契約を締結し元請負人が決定するのを待つまでもなく、発注者によって搬出先が決定されていることから、このような工事については、請負契約締結前の段階で発注者から協議（このような工事が複数ある場合は一括して協議することも可能）を受け、土砂の適正な処理が見込めるかどうかを判断することにより、事務の簡素化を図ろうとする主旨で設けた規定です。

したがって、この協議に関する手続は発注者が行うことになります。

Q 2 - 3 土砂の搬出先を指定して発注する建設工事からの土砂の搬出であって、「土砂の適正な処理が行われるもの」として知事が認める場合とは、どのようなものが想定されているのですか。

発注者が指定する搬出先が、土砂の埋立てを行うために必要な法令等の手続がとられており、かつ、残土券による搬出・搬入管理など土砂を適正に処理するための体系が確立されている処分場であって、当該土砂の受け入れが確実にされると認められるような場合を想定しています。

Q 2 - 4 発注に当たり、発生する土砂の一部（500立方メートル以上）について処分先を指定（指定処分）し、残り（500立方メートル未満）については処分先を指定しない（自由処分）場合は、指定処分する土砂について発注者が事前協議すれば、自由処分する土砂の処理計画の届出は不要と考えてよいですか。（発生土のうち良質土は他の工事へ流用し、その他は自由処分で民間の処分場へ搬出するような場合）

建設工事により発生する土砂については、一定規模以上のまとまった土砂が全体としてどのように処理されるかを把握する必要があるため、その総量を基準に処理計画の届出の必要性を判断することとしています。このため、発生する土砂の一部を指定処分するとして発注者から規則第5条第1号の規定の適用に関する協議があったとしても、元請負人が自由処分により処理する土砂については処理計画の届出を不要とすることはできません。

このような場合は、事務が煩雑になるのを防ぐためにも、土砂の総量について発注後に元請負人から処理計画書の届出を行うのが適当と考えます。

Q 2 - 5 建設工事により土砂が搬出され、その土砂を事業区域の近くの土地に仮置きする場合、土砂の搬出の届出は必要ですか。

事業区域外に土砂を搬出する場合、事業区域からの距離の遠近に関係なく、搬出する土砂の数量が500立方メートル以上であれば、土砂の搬出の届出が必要です。また、搬出した土砂を仮置きする場合、仮置きに使用される土地の面積が2,000平方メートル以上であれば、土砂埋立行為（一時たい積行為）の許可が必要となります。

Q 2 - 6 県外の建設工事で発生した土砂を県内に持ち込む場合、土砂の搬出の届出の対象となりますか。

本条例における土砂の搬出に関する届出制度は、県内で発生する土砂の動きを把握し、土砂が適正に処理されるよう指導するために設けたものです。したがって、県外で発生した土砂を県内に持ち込む場合は、本条例による土砂の搬出の届出は不要になります。

逆に、県内の建設工事で発生した土砂を、県外に持ち出す場合は、土砂の搬出の届出が必要になります。

Q 2 - 7 建設工事で発生した土砂を他の工事箇所（土砂が発生する建設工事の区域外）へ搬出する場合も搬出の届出は必要ですか。

他の工事箇所（土砂が発生する建設工事の区域外）へ搬出する場合は、処理計画の届出が必要になります。このようなケースでは、請負契約締結前に発注者と土砂の受入先との調整が行われていると考えられるので、規則第5条第1号による知事の事前承認の手続により事務の簡素化を

図ることも検討してください。

Q2-8 建設工事において掘削した土砂1,000立方メートルをまとめて搬出するため、一旦建設工事の区域外の自社が管理する仮置場に仮置き（一時たい積）した後、最終処分場所へ搬出（月間500立方メートル以上）するときは、「土砂処理計画届出」と「一時たい積土砂処理計画届出」の両方が必要ですか。

質問の場合には、建設工事から仮置場への搬出に係る「土砂処理計画届出」と仮置場から最終処分場への搬出に係る「一時たい積土砂処理計画届出」の両方の届出が必要になります。

Q2-9 建設工事において掘削した土砂5,000立方メートルを、建設工事の区域が狭いため、一旦区域外に仮置き（一時たい積行為に要する土地の面積2,000平方メートル以上）した後、再度埋め戻しのため区域内に戻す（月間500立方メートル以上）場合、「土砂処理計画届出」、「一時たい積行為許可」、「一時たい積土砂処理計画届出」がそれぞれ必要ですか。

質問の場合には、建設工事から仮置場への搬出に係る「土砂処理計画届出」、仮置場への土砂の一時たい積行為に係る「一時たい積行為許可」、仮置場から当該建設工事への搬出に係る「一時たい積土砂処理計画届出」が必要になります。

また、当該建設工事が規則で定める公益事業や法令等の許可等を受けて行う工事ではなく、埋め戻しに係る事業区域の面積が2,000平方メートル以上であるときは、「土砂埋立行為許可」も必要になります。

ただし、仮置場が当該工事から搬出される土砂専用であって、かつ、仮置場の設置者が当該建設工事の元請負人である場合の土砂の搬出に係る届出については、搬出先を当該建設工事箇所とし、届出書の「その他参考となる事項」の欄に仮置場に一時たい積することを明記することにより「一時たい積土砂処理計画届出」を省略し、「土砂処理計画」の届出で済むよう事務を簡素化しています。

Q2-10 一時たい積した土砂1,800立方メートルを毎月600立方メートルずつ3か月連続で搬出する場合、土砂の搬出の届出は毎月必要になりますか。

質問のようなケースでは、毎月届出が必要になります。また、毎月の土砂の搬出が完了した場合は、その都度、土砂搬出完了届出書の提出が必要になります。

Q2-11 地方公共団体が発注する建設工事で、土砂の搬出量が条例に規定する規模（500立方メートル）以上になる場合、その工事の元請負人は土砂の搬出の届出を行う必要がありますか。

本条例では、国や地方公共団体が発注する建設工事から発生する土砂も、届出の対象としているため、これらの工事から条例に規定する規模（500立方メートル）以上の土砂を搬出する場合、元請負人は土砂の搬出の届出を行う必要があります。公共事業によって発生する土砂を一旦仮置きした後、最終処分箇所へ搬出する場合も同様です。

Q2-12 建設工事（A箇所）において不足土が生じたため、元請負人が請負った建設工事の区域外（B箇所）から土砂を500立方メートル以上当該工事に搬入する場合、条例の搬出届の対象になりますか。

この場合、B箇所からA箇所への土砂の搬出の届出が必要になります。なお、届出者は元請負人になります。

Q 2 - 1 3 建設工事に伴う土砂の搬出が500立方メートル以上の場合、土砂の搬出の届出が必要とされていますが、月間の搬出量がどんなに少なくても、総搬出量が500立方メートル以上のときは土砂の搬出の届出が必要ですか。(例えば、毎月100立方メートルずつ6か月間搬出するような場合)

建設工事に伴う搬出の場合は、当該工事からの総搬出量が条例の対象になるため、総量が500立方メートル以上の場合、毎月の搬出量に関わりなく土砂の搬出の届出が必要になります。

Q 2 - 1 4 一時たい積した土砂の搬出において、毎月の搬出量は500立方メートル未満ですが、総搬出量では500立方メートル以上になる場合、土砂の搬出の届出は必要ですか。(例えば、毎月300立方メートルずつ2か月間搬出するような場合)

一時たい積場からの土砂の搬出については、毎月の搬出量が条例の対象になるため、毎月の搬出量が500立方メートル未満の場合は、一時たい積場からの総搬出量に関わりなく土砂の搬出の届出は不要となります。

Q 2 - 1 5 建設工事からの土砂搬出量が500立方メートル未満の予定であったものが、工事の途中で500立方メートル以上となることが判明した場合、状況の変更による処理計画の届出を行うこととなりますが、このとき、処理計画書が受理されるまで土砂の搬出を止める必要がありますか。

条例第11条第1項の規定により、搬出する土砂の数量の合計が500立方メートルに達する日の前日までに処理計画の届出がなされていれば、受理書の交付があるまでの間も土砂の搬出を継続することができますが、届出の前に500立方メートルに達した場合は、土砂の搬出を停止する必要がありますので、余裕を持って処理計画書を提出してください。

また、届け出られた処理計画書について、知事が搬出先の変更等を勧告した場合も、一旦土砂の搬出を停止した上で、処理計画の見直しをする必要があります。

Q 2 - 1 6 建設工事で、発注者の管理するストックヤードに仮置きした後、発注者の指示で別の場所で盛土工事を行うために搬出する場合、ストックヤードからの土砂の搬出の届出は、元請負人、発注者のどちらが行うこととなりますか。

ストックヤードからの搬出の届出を行う必要があるのは、条例で一時たい積行為を行う者とされています。質問の場合、一時たい積行為を行っている者とは、ストックヤードを設置し土砂を搬入させている者、すなわち、ストックヤードを管理している発注者が搬出の届出を行うこととなります。

Q 2 - 1 7 採石場で採取された土砂であっても、廃土石については搬出の届出が必要とされていますが、廃土石を利用したいという要望を受けて、有料で引き渡す場合でも搬出の届出は必要ですか。

採石行為の目的物として採取される土砂は、建設工事の副産物として発生するものではなく、プラント等を経由して粒径等をほぼ同一にした製品として搬出され、道路の路盤材や造成宅地の覆土として適正に利用されることが見込まれますが、廃土石の場合は採石行為の副産物として生じるものであり、有料で引き取られたとしても、本来の製品として出荷することを目的として採取された土砂ほどの適正な利用が確実視できないため、届出が必要になります。

なお、廃土石に伐採木等が混入している場合は、廃棄物処分場に処分する必要があります。

Q 2 - 1 8 土砂の搬出の届出で、運搬経路等を示すようになっていますが、運搬業者に指示するとき、どのような点に気をつければ良いですか。

運搬経路に住宅密集地や大型車の通行が困難と思われる狭隘な道路、通学路に指定されている道路、過去に土砂の運搬車両の通行に対して苦情の出ている地域といったものがある場合は、通行時間帯、土砂を運搬する車両の大きさ、1日当たりの搬出量(発生交通量)等について配慮をしていただく必要があります。したがって、処理計画の届出の中でこれらの配慮が十分されてい

ない場合は、何らかの勧告をさせていただく場合もあります。

Q2-19 土砂処理計画が不適切と判断されたときに、知事から受ける勧告とは、どのような内容になるのですか。

土砂処理計画が不適切と判断されるのは、搬出先となる処分場が行政機関から是正指導を受けていたり、処分場の開設に必要な法令等の許可等がとられていない場合や、搬出経路が狭隘な道路で大型車両の頻繁な往来により一般車両の通行に支障があると認められるような場合が考えられます。

したがって、このような場合に知事が勧告する内容としては、搬出先の変更、搬出先が法令等の許可等を受けるまで搬出を中止すること及び搬出経路の変更などが考えられます。

Q2-20 知事から搬出先を変更するよう勧告されたとき、新たな搬出先の選定が難航しているため変更した処理計画の届出が遅れているような場合も、氏名等を公表されることになりませんか。

氏名等の公表については、勧告に従わない場合必ず行うというのではなく、例えば必要な法令等の許可等を受けていない処分場への搬出を計画し、知事が搬出先の法令等の手続が終了するまで土砂の搬出を中止するよう勧告したにもかかわらず土砂を搬出し、結果として違反行為の拡大を助長しているような場合に、県民に対して情報を提供し、このような事業者に新たな土砂の搬出を伴うような工事を請負わせることに対する県民の的確な選択や判断を求めるという公益上の必要性があるような場合に行うものです。

例えば、勧告によって土砂の搬出は停止したものの、搬出先を変更することについて発注者との間で契約変更が必要になり、その手続に時間を要しているなど、新たな処理計画の届出が遅れていることについて正当な理由があると認められるような場合には、公表の必要はないと考えています。

Q2-21 土砂を搬出する期間が3ヶ月以上延長する場合は、処理計画変更届出書を提出することとされていますが、土砂を搬出する期間が予定完了日より早まる場合はどのような手続きが必要ですか。

土砂を搬出する期間が予定完了日より早まる場合や3ヶ月未満の延長であれば、処理計画変更届出書の提出は必要ありません。なお、土砂搬出完了届出書は、土砂の搬出が完了した日から起算して20日以内に提出してください。

Q2-22 建設工事からの土砂搬出量が500立方メートル以上の予定であったものが、工事の途中で500立方メートル未満となることが判明した場合はどのような手続きが必要ですか。

処理計画の変更により、本条例の届出を要しない規模の搬出になったときは、搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満となった日から起算して20日以内に土砂搬出廃止届出書を提出してください。

3 土砂埋立行為関係

Q3-1 土砂埋立行為の許可が必要となる2,000平方メートルとは、どの範囲のことをいうのですか。

条例第2条第6号で規定している「土砂埋立区域」のことをいいます。この区域は、実際に土砂埋立行為が行われる土地だけでなく進入路敷地や排水施設敷地などの土砂埋立行為に関連する土地の区域を含むとされています。

例えば、実際に土砂を埋立てる土地の面積が1,800平方メートルしかなくても、その埋立行為に伴い設置等する進入路部分が300平方メートルあるような場合は、土砂埋立区域の面積が2,000平方メートル以上になるため土砂埋立行為の許可が必要になります。

なお、造成済みの敷地内において一時たい積行為を行う場合で、既存の進入路や排水施設に何ら手を加えないときは、土砂埋立区域に含める必要はありません。

Q3-2 隣接する土地の面積を合計すると2,000平方メートル以上の面積となるが、個々の土地の面積は2,000平方メートル未満の場合、土砂埋立行為の許可は必要ですか。

質問のようなケースの場合は、これらの隣接して行われている土砂埋立行為に一体性が認められるかどうか（一団の土地において行われている土砂埋立行為とみなし得るか否か）ということが問題となります。一体性の有無については単に場所が隣接しているというだけではなく、土砂埋立行為を行っている者の人格、全体計画の有無、防災施設や進入路等の配置や構造等について総合的に検討し判断することになります。この結果、個々には2,000平方メートル未満の土砂埋立行為であっても、当該行為に一体性が認められ、全体として2,000平方メートル以上の土砂埋立行為となるときは、条例による許可を受ける必要があります。

Q3-3 敷地の一部を資材置場、残りの部分を土砂のストックヤード（一時たい積場）として使用する場合、土砂埋立区域をどのように考えれば良いですか。

資材置場に使用する部分とストックヤード（一時たい積場）に使用する部分が、構造物等で明確に区分されている場合は、専らストックヤード（一時たい積場）として利用されている部分のみが土砂埋立区域と考えられますが、両者の間に明確な仕切りがなく、現在資材置場となっている部分についても、状況によってストックヤード（一時たい積場）として使用が可能な形状になっている場合は、資材置場部分も含めた敷地全体を土砂埋立区域として考えます。

Q3-4 規則第16条の法令等の許可等の中に公有水面埋立法による免許が入っていませんが、この免許を受けて行う土砂埋立行為は適用除外にならないのですか。

この条例は、土砂埋立行為の定義として「土地の埋立や土地への土砂のたい積」としており、土地ではない公有水面の埋立ては元々条例の対象外になっています。

Q3-5 Aが宅地造成等規制法の許可を受けて宅地造成工事を行っている土地（2,000平方メートル以上）に、Bが別の工事で発生した土砂を搬入する場合、Bは土砂埋立行為の許可を受ける必要がありますか。

土砂埋立行為の許可を受ける必要があるのは、土砂による埋立てを伴う工事の実施主体（施主）であるため、質問の場合は宅地造成工事の実施主体であるAが許可申請を行うべき者ということになります。ただし、本件の場合、Aは当該宅地造成工事について宅地造成等規制法の許可を受けているので、条例第16条第7号の規定により、宅地造成等規制法の許可を受けている旨の届出をすれば、条例による許可は不要ということになります。

Q3-6 規則第9条第2号の「土質改良プラントその他の施設で化学的に性質を改良した土砂」とは、どのようなものが想定されているのですか。また、再資源化施設で土の粒度調整だけを行うものは、当該規定が適用されますか。

土質改良プラントで石灰やセメントなどを混ぜて固化処理することにより生成される改良土、製砂プラントで湿式又は乾式の分級機により流体を利用することにより生成される再生砂を想定しており、簡単な施設でふるい分けによる粒度調整のみを行っているものまで規則第9条第2号によって搬出の届出の対象外とするものではありません。

したがって、再資源化施設における規則第9条第2号の適用の有無については、個々の施設ごとに判断する必要があります。

Q3-7 県外で建設工事を請負った業者Aが、当該工事で発生した土砂を県内の他の業者Bが管理（施主）する残土処分場（2,000平方メートル以上）に搬入する場合、土砂埋立行為の許可が必要ですか。また、この場合申請を行うのはA、Bのどちらになりますか。

県外で発生した土砂であっても、県内で土砂埋立行為が行われる場合は許可が必要になります。

質問のケースの場合、申請を行うのは残土処分場を管理（施主）するBになります。

Q3-8 建設工事の隣接地で、農地等の土地所有者から、工事で発生する土砂を入れてもらいたいという要望があり、土砂を当該農地等へ搬入する場合、搬入する土地の面積が2,000平方メートル以上の場合、建設工事の発注者が条例の許可申請を行うことになりますか。

土砂埋立行為の許可申請は、その埋立行為の実施主体（施主）が行うことになります。質問のケースでは、建設工事の発注者は、農地等の所有者からの依頼を受けて元請負人に土砂の搬出先を指示しただけであり、埋立行為の実施主体（施主）は、土地利用上の目的を持って土砂の搬入を依頼した土地所有者ということになるため、土地所有者から許可申請していただく必要があります。

ただし、建設工事の発注者が、当該工事の残土処理を行うために農地等の土地所有者から使用貸借をとって土砂埋立行為を行う場合は、発注者がその埋立行為の実施主体（施主）になることから許可申請していただく必要があります。

Q3-9 採石法や砂利採取法の認可を受けて土石の採取を行っていた箇所において、採取が完了したため区域外から土砂を搬入して跡地整理をする場合、土砂埋立行為の許可を受ける必要がありますか。

区域外からの土砂の搬入による埋立行為が、採石法や砂利採取法の認可を受けた最終形の形に仕上げるために必要なものである場合は、規則第16条第1項の法令等の許可等を受けた行為に該当するため、事前に知事に届出をすれば許可は不要となります。

Q3-10 地権者が複数の場合は、全ての地権者の同意が揃わないと許可申請することはできないのですか。

原則として、申請時には全ての地権者に事業計画の内容を説明した上で同意を取得しておく必要があると考えます。

ただし、相続の発生などにより一部の地権者の同意の取得に相当な時間を要するなど、申請時に地権者全員の同意が揃わないことについて正当な事由が認められる場合であって、地権者の3分の2以上の同意が得られており、かつ、その同意をした地権者の所有する土地の面積が、土砂埋立区域全体の面積の3分の2以上となるときは、申請書を受理することとしています。

なお、この場合においても、許可までには土砂埋立区域内の地権者全員の同意を取得する必要があります。

Q3-11 複数の者が持分により所有している土地において、納税証明によって事実上の管理を行っている者が特定できる場合、その納税者を地権者の代表として同意を取得することで済ますことはできませんか。

納税証明によって、納税者がその土地を実質的に管理していることは確認できますが、所有権に基づく全ての行為が委任されているとまで判断することはできません。したがって、他の地権者からも同意を取得するか、当該納税者に権限を委任する旨の委任状を添付する必要があります。

Q3-12 条例第19条第1項第1号トの土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるときは、どういう場合を想定されているのですか。

申請者の資質及び社会的信用の面から、適切な施工を期待できないような場合であり、具体的には、①申請者が、過去において繰り返し許可の取り消し処分を受けている場合 ②条例の他、都市計画法、宅地造成等規制法等の開発関係法令に違反し、逮捕、拘留その他の強制の処分を受けている場合 ③条例の他都市計画法、宅地造成等規制法等の開発関係法令に係る違反行為を繰り返し、行政庁の指導等が累積している場合 などが考えられます。

Q 3 - 1 3 農地改良のために盛土を行う場合、許可申請が必要ですか。また、必要な場合の手続は土砂搬入する者、土地所有者のどちらが行うことになりますか。

農地の転用を目的としていない場合であっても、条例で規定する土砂埋立行為を行う場合は許可が必要になります。ただし、当該農地改良が土地改良法による土地改良事業として行われる場合は、許可を受ける必要のない公益事業に該当するため、許可は不要となります。

また、農地改良の場合は、土地所有者自身の土地利用計画に従って土砂埋立行為が行われるものであるため、実施主体（施主）は土地所有者ということになります。したがって、土地所有者が許可申請を行う必要があります。

Q 3 - 1 4 建設工事の現場代理人とその工事による発生土の埋立処分地の現場管理責任者は、同一人物が兼任できますか。もしできる場合、その現場管理責任者は、当該処分地へ別工事から搬入される土砂のための現場管理責任者を兼任することができますか。

土砂埋立行為の現場管理責任者は、許可を受けた事業者自らが土砂の搬入状況や土砂埋立行為の施工状況を適正に管理することを目的として、条例第19条第1項第3号で現地に配置することが許可の条件とされているものです。

したがって、建設工事の現場と埋立処分地が隣接しているような場合を除き、建設工事の現場への常駐を義務付けられている現場代理人との兼任は困難と考えます。

また、現場管理責任者の職務は、土砂埋立区域内における土砂の搬入状況や土砂埋立行為の施工状況の管理であることから、発生元の建設工事ごとに選任するものではなく、土砂埋立区域ごとに選任することになります。

Q 3 - 1 5 申請の際、現場管理責任者と申請者との雇用関係を確認する書類を添付する必要がありますか。

現場管理責任者は、建設業法に規定される現場代理人と異なり、規則第39条に規定される職務を果たせる者であれば特別な資格を要するものではなく、当該土砂埋立行為の許可を受けた者と雇用関係にある者である必要もないため、申請者との雇用関係を確認する書類の添付を義務付けてはいませんが、許可に係る審査の過程で必要と認められる場合には、関係書類の添付を求められることがあります。

Q 3 - 1 6 現場管理事務所は、許可期間中ずっと設置しなければいけませんか。（残土の搬入がないときも設置しておかなければいけませんか。）

現場管理事務所は、現場管理責任者が規則で定められた職務を行うための施設として必要なものであり、原則として許可の期間中は設置されている必要がありますが、長期間にわたって土砂の搬入が行われなため、現場管理責任者がその職務を行う必要のないときまで設置を義務付けるものではありません。

ただし、その場合は、土砂の崩落等の発生を防止するため、定期的に現地を監視するとともに、関係者以外の立入ができないよう、バリケード等の侵入防止措置を講じる必要があります。

また、土砂の搬入が再開されるときには、現場管理事務所も設置されている必要があります。

Q 3 - 1 7 土砂埋立行為を行う場合の周辺住民への周知は、いつ行えば良いのですか。

県に許可申請をした後、許可を受けるまでの間に、規則に定める方法によって周辺住民への周知に努めてください。

Q 3 - 1 8 周知すべき対象となる「周辺住民」とは、どこまでの範囲の住民をいうのですか。

条例第22条の「周辺の住民」の範囲については、当該土砂埋立行為の行われる土地の周辺に人家が全くない場合と人家が密集している場合とでは、周辺の住民の範囲も異なってくると考えられるため、許可申請を行った者が個々の土砂埋立行為の規模や期間、造成方法等の計画や地域の実状に応じて自ら判断し、その責任において周知を行うべきと考えますが、一般的な目安とし

ては、当該土砂埋立区域の下流の町内会等の最小行政単位の区域とすることが考えられます。

Q 3 - 1 9 求めがあった場合、関係書類等の閲覧に応じなければならない近隣の住民及び利害関係を有する者の範囲は、事業計画の周知と同一と考えれば良いのですか。

周知の対象は、少なくとも自分の居住する地域内で何が行われているかということ、住民が全く知らないということのないようにするため規定したものであることから、その対象は町内会、自治会といったものになると考えられますが、関係書類の閲覧については、土砂埋立行為によって直接影響を受ける者が、その埋立行為の内容を確認することができるようにするため設けた規定です。このため、騒音や振動等の影響等が考えられる近隣住民の他、搬入経路沿線における振動や粉塵の影響、土砂埋立区域下流域における濁水の流出の影響などの利害関係を有する者も閲覧の対象としています。

Q 3 - 2 0 土砂埋立行為に着手したが、予定していた土砂の発生元の建設工事の進捗が遅れ、1年以上土砂の搬入がない場合も許可を取り消されてしまうのですか。

質問のケースのように土砂埋立行為が行われないことについて、正当な事由がある場合まで許可を取り消すものではありません。しかしながら、長期にわたって土砂埋立行為が休止されているような場合は、防災面からの現地の保全・管理と併せて、必要に応じ変更許可手続をとることを指導することになります。

Q 3 - 2 1 土砂埋立行為の申請期間に上限はありますか。

条例上は期間の上限を定めてはいません。しかしながら、明確な根拠もなく長期間の申請をされたものについては、土砂埋立区域の規模や形状、土砂の搬入予定量等から判断して、合理的な期間を設定していただくよう指導等することとしています。

Q 3 - 2 2 土砂埋立行為中の施工管理基準等がありますか。(許可期間中の土砂埋立又は一時たい積行為についての排水処理、のり面勾配等)

土砂埋立行為中の排水施設等の基準については、規則別表第三、別表第五で、一時たい積行為における排水施設等については、規則別表第四、別表第五でそれぞれ許可基準が示されており、この基準に適合して行為が実施されていることを、定期報告（6月ごと）等により確認することとしています。

4 土砂搬入禁止区域

Q 4 - 1 土砂搬入禁止区域に指定された土地を、指定期間中に売買することは可能ですか。

土砂搬入禁止区域の指定は、当該土地における権利の移転を制限するものではありません。このため、指定期間中であっても売買は可能ですが、土地に対する処分であることから、地権者に異動があっても指定期間中は当該土地への土砂の搬入の禁止は継続されます。したがって売買の際には買主にその旨を十分説明し、トラブルが生じることのないようにする必要があります。

Q 4 - 2 土砂搬入禁止区域を解除するときは、指定のときと同様に県報告等が行われますか。

土砂搬入禁止区域は、6月以内の期間を定めて指定することになっており、告示された指定期間が満了すれば告示等の行為によらず自動的に解除されるものです。ただし、告示された指定期間の途中で土砂搬入禁止区域に指定した要因が解消されたと認められる場合には、土砂搬入禁止区域の指定を解除する旨の告示をもって指定が解除されることとなります。

Q 4 - 3 土砂埋立区域だけでなく、その周辺も土砂搬入禁止区域に指定できることとしたのはなぜですか。

土砂埋立区域において土砂の崩落等が発生するおそれがある状況になっている場合、その周辺の土地に土砂が搬入されることにより土砂の崩落等が助長される場合もあることから、周辺の区域も必要に応じ土砂搬入禁止区域に指定できることとしました。この周辺の区域については、指定により私権を制限されることになるため、現地の地形等の状況を考慮して、必要最小限の範囲とすることとしています。

Q 4 - 4 土砂搬入禁止区域の指定に当たって、土地所有者の承諾は求めないのですか。

土砂搬入禁止区域に指定するのは、「土砂の搬入が継続されることにより人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合」であり、このような場合においては、公共の福祉が優先され私権が制限されることもやむを得ないものであることから、必ずしも土地所有者の承諾を得る必要はないと考えますが、事前に制度の趣旨や当該箇所の指定の必要性等について説明し、理解を得るように努めることとしています。

5 雑則

Q 5 - 1 土砂埋立行為については、申請者だけでなく埋立行為を請負った者まで、報告や資料の提出を求めるのはなぜですか。

土砂埋立行為については、実施主体（施主）が許可を受けることとなりますが、土砂の搬入状況や施工状況に関する資料は、実際に工事を行っている元請負人（下請負人も含む）でないと把握していないケースが考えられるため、元請負人（下請負人も含む）も報告や資料提出を求める対象とすることにしました。

Q 5 - 2 立入検査において、質問を受ける「関係人」とは、報告や資料の提出を求められるのと同等の範囲と考えて良いのですか。

立入検査の際、質問の対象となり得る関係人とは、報告や資料の提出の対象となる者だけでなく、これらの者の代理人、使用人、従業員、土砂を運搬してきた運転手など、当該土砂埋立行為や土砂の搬出に関与した者が全て含まれます。

Q 5 - 3 土地所有者の義務として、土砂埋立行為の施工状況の把握に努めることとされていますが、遠隔地に居住していて、容易に現地の把握ができない場合はどうすればよいのですか。

条例では、土砂の適正処理を進める上で、土砂埋立行為に土地を賃貸している土地所有者に対しても、財産管理者の立場から自己の所有する土地において土砂が適正に処理されているかどうかを把握するよう努めることを義務付けることとしました。この把握の方法については、土地所有者が自ら現地に赴き、確認することが望ましいと考えますが、遠隔地に居住していたり高齢である等の理由で自ら確認することが困難な場合は、土砂埋立行為を行っている者から定期的に状況報告を求めたり、土砂埋立区域の近隣に住む親戚や知人等に確認を依頼し、報告を受けるなど、実状に応じた方法で把握に努めていただきたいと思います。

Q 5 - 4 土砂埋立行為により土砂の崩落等が発生するおそれがある場合、土地所有者が知事から受ける指導や助言とはどのようなものがありますか。

条例に基づいて行うものとしては、所有地への車両進入防止柵の設置、土砂埋立行為を行った者に対する土地の占有の解除及び土地への立入禁止処分を求める仮処分申請等の法的措置の実施等の助言や、土砂埋立行為を行った者に替わって防災措置を実施することの指導等が考えられます。

Q5-5 他法令の許可を受けている等の理由により、条例第16条による許可は不要とされた場合、条例第40条の土地所有者の義務も発生しないと考えて良いのですか。

条例第40条の土地所有者の義務に関する規定は、条例による土砂埋立行為の許可申請を行うに当たり、条例第18条の規定による同意をした土地所有者に適用されるものです。

したがって、条例第16条による許可が不要とされた土砂埋立行為における土地所有者には、条例第40条の規定による義務は課されませんが、その場合も条例第6条の「土地所有者の責務」に関する規定は適用されるので、土砂埋立行為のために土地を使用させる場合には十分留意してください。

6 手続全般

Q6-1 土砂条例に関する市町への事務・権限の移譲について教えてください。

現在、広島県では分権改革を推進しており、土砂条例についても市町への事務・権限の移譲を進めています。

事務・権限を移譲した市町は、次表のとおりとなりますので、移譲した市町における土砂条例の手続は、各市町で行ってください。

事務・権限を移譲した市町（令和元年12月1日現在）

移譲年月日	移譲した市町
平成18年4月1日	三次市
平成19年4月1日	三原市, 大崎上島町(埋立許可については、町独自条例による。)
平成20年4月1日	府中市, 廿日市市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 神石高原町
平成21年4月1日	呉市, 尾道市, 庄原市, 東広島市, 世羅町
平成22年4月1日	福山市

Q6-2 「土砂処理計画届出書」及び「土砂埋立行為許可申請書」は誰が提出するのですか。また、どこに提出するのですか。

「土砂処理計画届出書」は、土砂を発生させる建設工事の元請負人、「一時たい積土砂処理計画届出書」は、当該一時たい積行為を行う者（ストックヤードを設置・管理する者）、「土砂埋立行為許可申請書」は、当該土砂埋立行為の実施主体（施主）が、それぞれ書類を作成し、提出することになります。

提出先は、県が事務を行っている場合には、各農林水産事務所（農林事業所）林務（第一）課になりますが、事務・権限を移譲した市町については、各市町にお尋ねください。

Q6-3 提出書類の宛名は、提出先の「農林水産事務所長」としてよいですか。

各書類の宛名は、その書類の権限者宛てになりますので、県が事務を行っている場合には、「VII許可等の権限者」を参考に「広島県知事」又は「広島県〇〇農林水産事務所長」としてください。

なお、事務・権限を移譲した市町については、各市町にお尋ねください。

Q6-4 搬出処理計画の届出者は、建設工事の現場所長でよいのですか。

原則として代表権のある者を届出者としてください。なお、委任状により、代表権のある者から現場所長等に権限が委任されていることが確認できる場合（届出書に委任状添付）は、この委任をされた者を届出者とすることも可能となります。

Q6-5 元請負人がJVの場合、搬出処理計画の届出はどのようにすればよいのですか。

JV自体は法人格を持たないため、JVでの届出はできません。したがって、当該JVを構成する各社の代表者の連名で届出を行う必要があります。